

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会問題となっています。

一昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である我が国に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をしました。

さらに、国連人種差別撤廃委員会も日本政府に対して、ヘイトスピーチ問題に毅然（きぜん）と対処し、法律で規制するよう勧告する最終見解を公表しました。

この中では、人種及び社会的マイノリティへの差別的な表明や暴力に断固として取り組むことや、ヘイトスピーチに対しては適切な手段をとること、そうした行為に責任のある個人・団体を訴追したり、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁を科すことなどを政府に勧告しています。

ヘイトスピーチに対して最近では、特定の民族・国籍の外国人に対する発言を、人種差別に当たるとして違法性を認めた京都地方裁判所及び大阪高等裁判所の判決を認める決定を、平成26年12月に最高裁判所が下したところがあります。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がなされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国会及び政府においては、表現の自由に十分配慮しつつも、人種及び社会的マイノリティへの差別を含むヘイトスピーチ対策について、法整備を含む対策の強化を速やかに検討し実施されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月25日

東京都あきる野市議会

提出先

内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣